

■ 4条1項11号

不服 2021-012414

<本願商標>

タ  
コ  
パ  
ラ  
エ  
ギ

第28類「釣り具, 擬餌針」

<結論>

本件審判の請求は、成り立たない。

<原査定理由>

引用商標：**タコパラ**

第28類「釣り具」

<理由>

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

(1) 本願商標と引用商標の類否

ア 本願商標について

(ア) 本願商標は、「タコパラエギ」の片仮名を縦書きしてなるところ、その構成文字は、同種文字を、同じ大きさ及び書体で、間隔なく横一列に表示してなるが、その構成中「エギ」の文字は、その指定商品との関係においては、「イカを釣るためのエビや魚を模した擬餌鉤」である「餌木」の文字（「広辞苑 第7版」岩波書店）を片仮名表記したものと容易に認識できる。

そうすると、本願商標は、その指定商品との関係においては、「タコバラ」と「エギ」の文字を結合した結合商標と理解できる。

(イ) そして、本願商標の構成中「エギ」の文字部分は、上記のとおり「餌木」の文字に通じるから、その指定商品の種別を表してなるにすぎず、識別力は極めて低い。

他方、本願商標の構成中「タコバラ」の文字部分は、特定の意味を有さない造語であるから、その指定商品との関係において、「エギ」の文字部分よりも識別力をはるかに高く、取引者、需要者に対して強く支配的な印象を与えるものである。

そうすると、本願商標の「タコバラ」と「エギ」の文字部分は、分離して観察することが取引上不自然であると思われるほど不可分的に結合しているものではないから、強く支配的な印象を与える「タコバラ」の文字部分を本願商標の要部として観察することは許されるというべきである。

(ウ) 請求人は、本願商標は、その指定商品との関係において、「タコ」の文字が最初に目につくもので、当該文字は商品の用途対象を表す記述的な表記であるから、それに続く「バラエギ」の文字部分が本願商標の要部である旨を主張する。

しかしながら、本願商標は、上記（ア）及び（イ）のとおり、「タコバラ」と「エギ」の文字を結合した結合商標と認識するのが自然であって、「タコバラ」の文字部分を本願商標の要部というべきである。

(エ) 以上を踏まえると、本願商標は、その要部である「タコバラ」の文字部分に相応して、「タコバラ」の称呼を生じ得るが、特定の観念は生じない。

#### イ 引用商標について

引用商標は、「タコバラ」の片仮名を横書きしてなるところ、その構成文字は、特定の意味を認識させるものではない。

そうすると、引用商標は、その構成文字に相応して、「タコバラ」の称呼を生じるが、特定の観念は生じない。

#### ウ 本願商標と引用商標の比較

本願商標と引用商標を比較すると、外観においては、その要部について「タコバラ」の片仮名を構成文字とする点を共通にし、称呼においては、「タコバラ」の称呼を共通にするか

ら、いずれも相紛らわしいもので、また、観念においては、いずれも特定の観念を生じないから比較できない。

そうすると、本願商標と引用商標は、観念において比較できないとしても、外観及び称呼において相紛らわしいから、これらを同一又は類似の商品に使用するときは、出所について誤認混同を生じるおそれがあり、類似する商標と認められる。

### (2) 本願商標と引用商標の指定商品の類否

本願商標の指定商品（釣り具、擬餌針）と引用商標の指定商品（釣り具）を比較すると、本願商標の指定商品中「擬餌針」は「釣り具」に包含される商品であって、いずれも「釣り具」という同一の商品を含んでなるものである。

そして、本願商標と引用商標の指定商品はいずれも、釣具製造業者により製造され、釣具小売業者により販売されるものであって、釣りを趣味とする一般消費者を需要者とするものであるから、それらに同一又は類似の商標を使用するときは、同一営業主の製造又は販売にかかる商品と誤認されるおそれがあるというべきである。

そうすると、本願商標の指定商品と引用商標の指定商品は、同一又は類似する商品と認められる。

### (3) まとめ

以上のとおり、本願商標は、引用商標とは類似する商標であって、同一又は類似する商品について使用するものであるから、商標法第4条第1項第11号に該当し、登録することができない。

よって、結論のとおり審決する。

### 弁理士コメント

本願商標「タコパラエギ」と引用商標「タコパラ」は、観念において比較できないとしても、外観及び称呼において相紛らわしいから、これらを同一又は類似の商品に使用するとき、出所について誤認混同を生じるおそれがあり、類似する商標と認められる、と判断されました。

審決においては、本願商標「タコパラエギ」の構成中、「エギ」の文字は、その指定商品との関係においては、「イカを釣るためのエビや魚を模した擬餌鉤」である「餌木」の文字を片仮名表記したものと容易に認識できるから、その識別力は極めて低いとされた上で、「タコパラ」が本願商標の要部になると認定されています。

当職は、釣りとはまったく縁のない生活を送っているため、正直なところ、「餌木」というものを知りませんでした。ですから、本審決の結論だけを先に確認した時点では、「なぜ？」というのが率直な感想でした。

また、「エギ」の部分が「餌木」を意味するとしても、これを片仮名で表示して全体で「タコパラエギ」の構成とすることで、一連一体の造語性が認められる余地もありそうですので、そういった点からも、最近の拒絶査定不服審判における判断にしては、少々厳しいのではないかと個人的には感じました。

ただ、やはり「タコパラ」という語のインパクトと申しますか、造語性はかなり高いように思いますので、本審決では、この点が重視されたようにも思います。もし、両商標の共通する部分が既成語であったなら、異なる判断がされた可能性もあるのではないのでしょうか。

ちなみに、本審決のわずか3日後に、本願商標「アークフェンス」（第6類「落石防護用の金属製柵」）と、引用商標「ARC」（第6類「建築用又は構築用の金属製専用材料」）の類否に関する審決がなされているところ（**不服 2021-010640**）、こちらの事件では本願商標の一体不可分性が認められた上で、「アーク」の部分は要部にならないとして、両商標は非類似であるとの判断がなされているようです。

商標実務家の間では、いろいろな意見や考え方があるとは思いますが、個人的には、本審決の結論自体は妥当であろうと考える次第です。

（弁理士 永露 祥生）

< 2022年5月16日 >